

姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画(第3期)

(案)

令和4年(2022年)2月

姫 路 市

【目次】

I	計画策定の趣旨	1
II	計画の位置づけ	1
III	計画の期間	1
IV	計画の進捗管理	2
V	計画の推進体制	2
VI	配偶者等からの暴力に関する状況	3
VII	第2期計画での主な取組内容と検討課題等	6
VIII	施策の体系	12
IX	施策の展開	
	基本目標1 啓発・教育の推進	
	(1) 市民等への啓発の推進	14
	(2) 学校等における啓発・教育の推進	15
	(3) 保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進	15
	基本目標2 推進体制の充実	
	(1) 関係機関との連携推進	16
	(2) 民間支援団体との連携推進	16
	(3) 調査・研究の推進	17
	基本目標3 相談体制の充実	
	(1) 相談窓口の周知	18
	(2) 相談体制の充実	19
	(3) 婦人相談員の資質向上	19
	基本目標4 被害者の安全確保	
	(1) 安全確保の徹底	21
	(2) 法律的な相談内容の支援	22
	(3) 情報管理の徹底	22
	基本目標5 自立支援体制の充実	
	(1) 生活の再建に向けた支援	23
	(2) 経済的支援の充実	24
	(3) 就労・就学に向けた支援の充実	24
	(4) 住宅確保に向けた支援の充実	24
	(5) 健康への支援の充実	24

参考資料

資料1	姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画策定会議	26
資料2	男女間における暴力に関する調査報告書 <概要版> 抜粋	28
資料3	DV被害者の相談・支援等の流れ(フローチャート)	30
資料4	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	31
資料5	用語説明	39

I 計画策定の趣旨

配偶者や交際相手からの暴力（以下「DV*」という。）は、被害者やDVを目撃した子どもの心身に深い傷を残し、人格の形成や心身の成長にも影響を与えます。

この根絶に向けては、行政や関係機関だけでなく、市民一人ひとりが、DVは身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、DVを容認しない社会の実現に向け、継続した取組を推進していかなければなりません。

本市では、DVを取り巻く環境の変化に合わせて、相談体制を強化するとともに継続的に被害者への支援施策等を推進するため、姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画（第2期）を策定し、各種施策の実施に取り組んできました。

この間、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法*」という。）」において、配偶者暴力相談支援センター*と児童相談所等が適切に連携協力することが定められたほか、兵庫県のDV防止・被害者保護計画も改定されました。

また、JKビジネス*やAV出演強要被害、人身取引*被害などの新たな課題の発生やSNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）*の急速な広がり等、社会情勢も変化しています。

この度、現行計画（第2期）の期間が満了することから、このような状況を踏まえ、相談体制の強化や被害者への支援の充実とともに、若年層に対するDVに関する教育や予防啓発を推進するなど、本市のDV対策を着実に実施していくため、第3期計画を策定するものです。

II 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく計画であり、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030*」の政策のひとつ「人権尊重社会の形成」の実現に向けた、「人権侵害への対応策の充実」に関する取組の方向性を定める計画とします。なお、策定に当たっては、「姫路市男女共同参画プラン2022*」及びその他の関連計画の内容と整合を図ります。

III 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までとします。なお、計画期間内であっても、社会情勢の変化やDV防止法の改正、国の基本方針や県の基本計画の見直し等の盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

IV 計画の進捗管理

本計画に掲げる施策の進捗状況を把握するとともに、効果的な推進を図るため、次の項目について、実績の推移等を継続的に注視していきます。

	項 目	現状値 (令和2年度)
1	姫路市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数	延べ454件
2	啓発ポスター、DV相談カードの商業施設等への掲示、配置件数	掲示 2か所 配置件数 18か所
3	デートDVに関する市政出前講座の実施回数	1回
4	保護命令申立て時の支援件数	10件
5	市職員向けの研修開催件数、受講者数	—

V 計画の推進体制

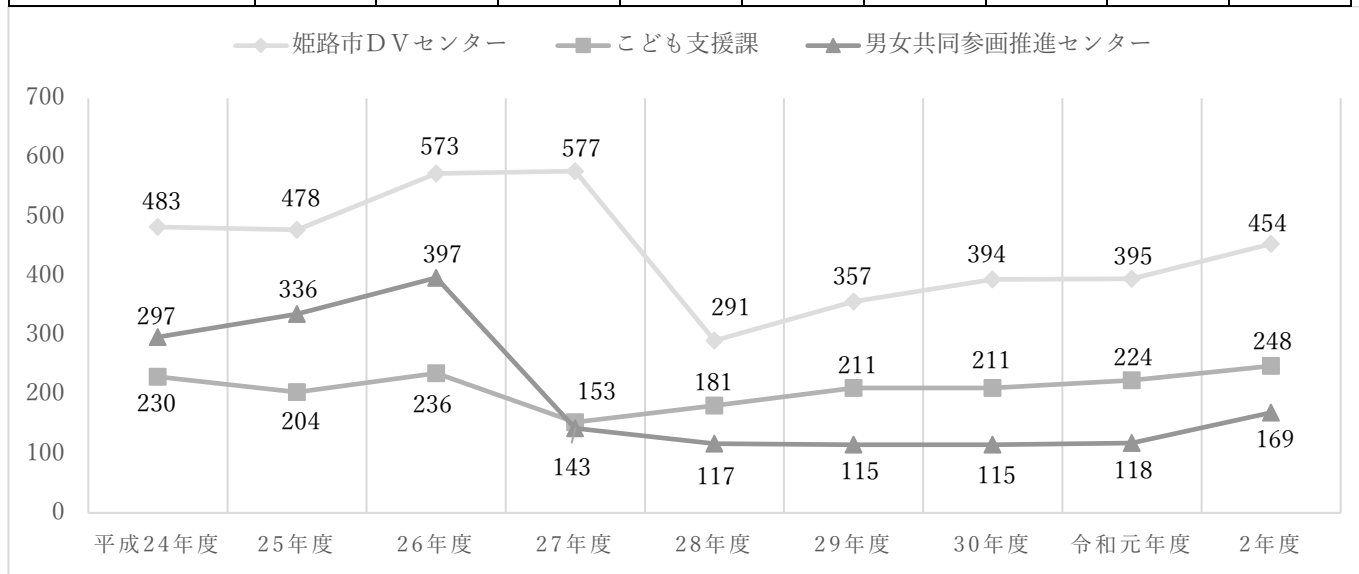
この計画を着実に推進するため、有識者や関係機関等で構成される会議において、計画の進捗状況を確認し、課題と施策の検討を行います。

VI 配偶者等からの暴力に関する状況

～姫路市配偶者暴力相談支援センター（以下「姫路市DVセンター」という。）等の相談実績等について～

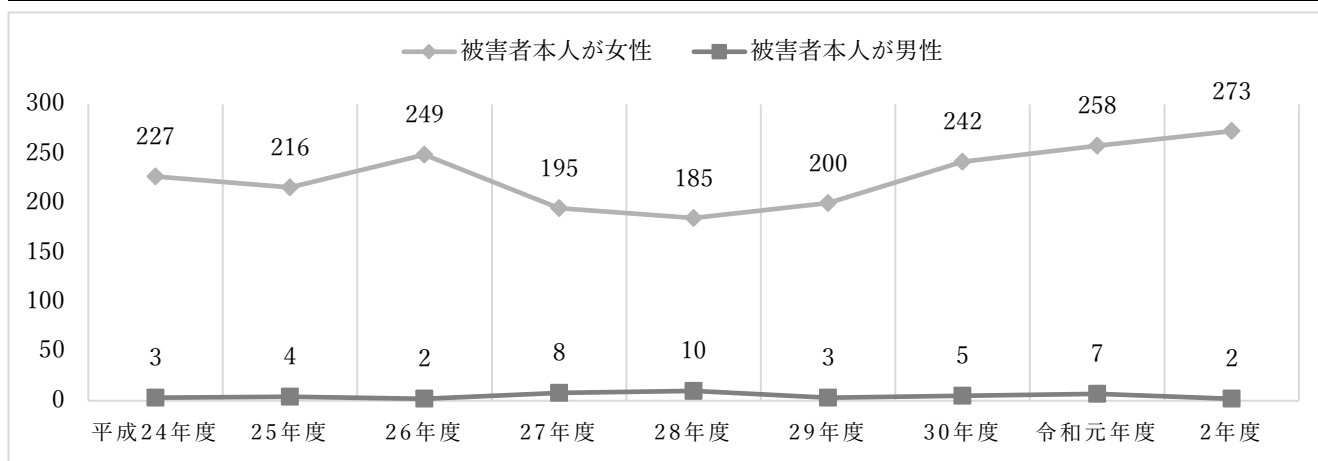
(1) 本市のDVに関する相談者数（延べ）

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
姫路市DVセンター	483	478	573	577	291	357	394	395	454
こども支援課	230	204	236	153	181	211	211	224	248
男女共同参画推進センター	297	336	397	143	117	115	115	118	169
合 計	1,010	1,018	1,206	873	589	683	720	737	871

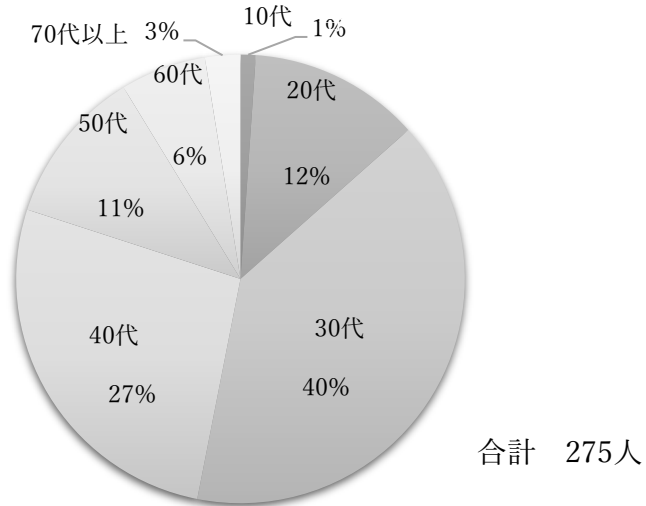


(2) 姫路市DVセンター相談者の実人数

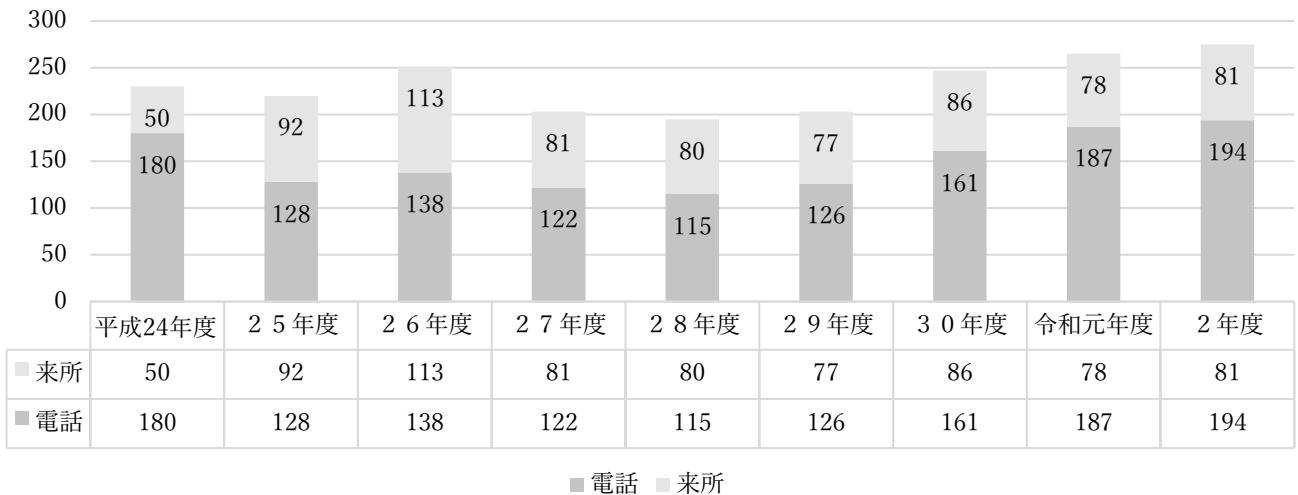
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
被害者本人が女性	227	216	249	195	185	200	242	258	273
被害者本人が男性	3	4	2	8	10	3	5	7	2
合 計	230	220	251	203	195	203	247	265	275
うち、被害者が外国人	7	6	7	3	8	5	8	11	12



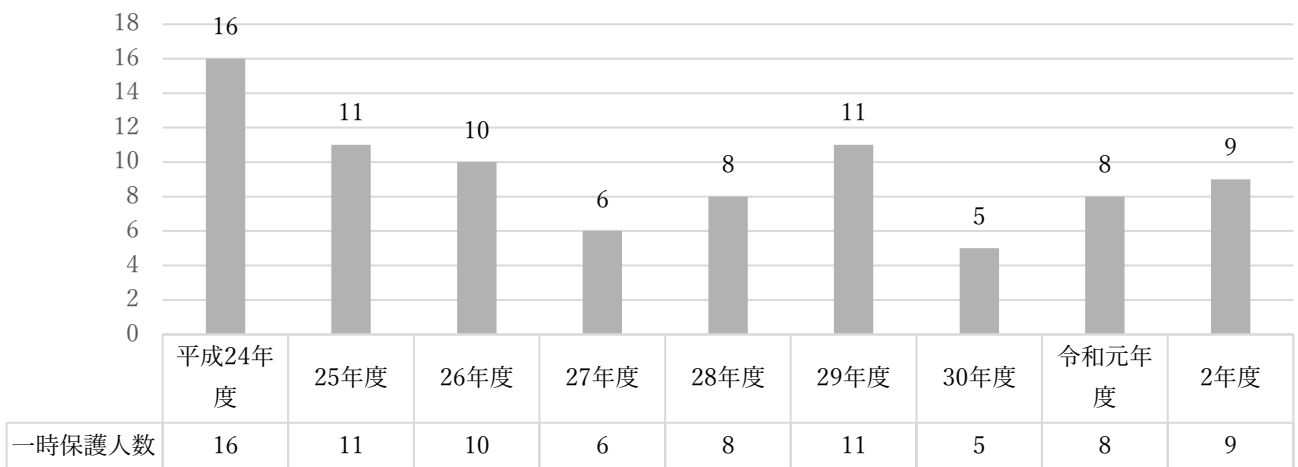
(3) 姫路市DVセンター相談者の年齢分布 (令和2年度)



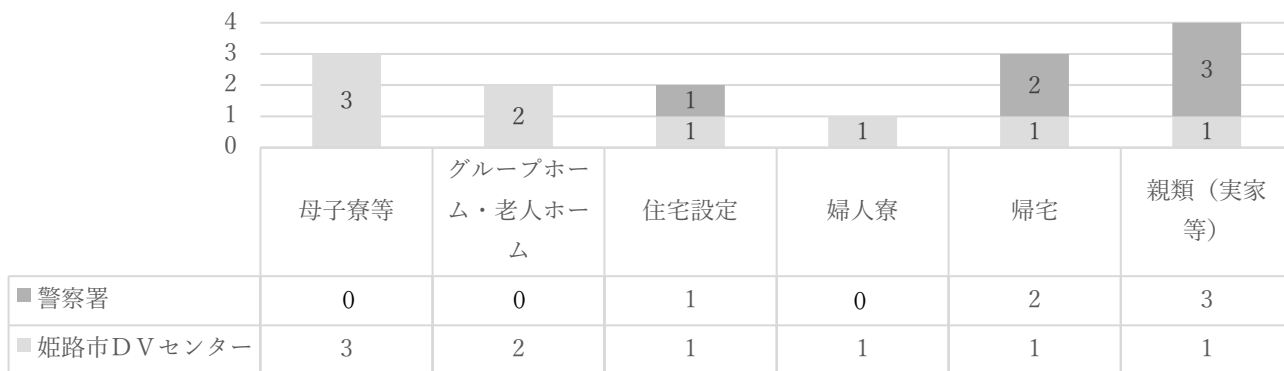
(4) 姫路市DVセンター相談者の相談経路



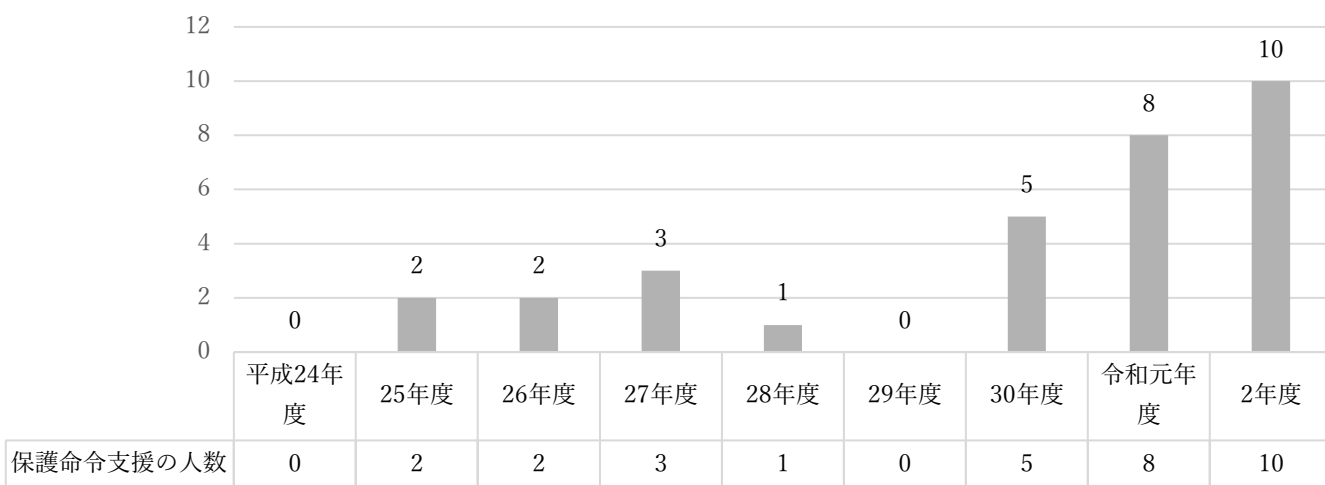
(5) 姫路市DVセンター相談者の一時保護人数



(6) 一時保護後の行先（令和2年度）



(7) 姫路市DVセンターの保護命令支援の人数



Ⅶ 第2期計画での主な取組内容と検討課題等

計画の進捗だけではなく、相談実績やアンケート等の内容も含めて検討し、計画の施策体系に沿って、計画期間内に実施した主な取組と検討課題をあげた。

基本目標1 相談体制の充実

- (1) 相談体制の充実
- (2) 相談窓口の周知
- (3) 相談員の資質向上

《主な取組内容》

- 「姫路市配偶者暴力相談支援センター」に、婦人相談員*4名を配置し、相談体制を強化するとともに一時保護*を含む緊急対応や自立に向けた支援を行った。
- 相談の内容に応じて、日本司法支援センター（法テラス*）や弁護士相談、外国人相談などの相談窓口を案内した。
- DV防止啓発冊子、相談案内冊子、DV相談案内カードを作成し、市の窓口や医師会、民間施設等に配布した。
- 新たに開設されたショッピングモールを含む3商業施設の計18か所にDV相談案内カードを設置した。
- 婦人相談員は、国や県などが実施する婦人相談、DV相談等の研修に参加するとともに、その内容を相談員間で共有し、被害者支援対応スキルの向上に努めた。
- 処遇の困難なケースは、関係課職員と連携するなどし、組織的に対応した。

《検討課題等》

- 新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などにより、DVの増加や潜在化が懸念されているため、さらに啓発活動を行い、相談を躊躇している人に姫路市配偶者暴力相談支援センターへの相談を促すとともに、相談体制の強化も検討する必要がある。
- 相談件数は増加傾向にあり、被害は複雑化するとともに、被害者の置かれている状況や望む支援の内容も多様化しているため、相談員がこれらの相談に対応できるよう婦人相談等実績がある民間機関と連携し、相談スキルを向上させる必要がある。
- 若年層を念頭においたメール等での相談の実施を検討する必要がある。

- 将来的に十分な相談体制を維持できるように、婦人相談員のなり手不足、短期での離職等に対する対応策を検討する必要がある。
- さまざまな困りごとを抱える方に対応するため、関係機関と連携する必要がある。
- 離婚、親権問題など法律関係が複雑な相談もあるため、婦人相談員と弁護士との連携を強化する必要がある。
- 婦人相談員が適切で統一的な対応が行えるよう、現行計画で作成を計画している婦人相談員マニュアル等を活用する必要がある。

基本目標 2 被害者の安全確保

- (1) 安全確保の徹底
- (2) 法律的な相談内容の支援
- (3) 情報管理の徹底

《主な取組内容》

- 一時保護が決定した被害者を県の一時保護所に入所させる際、婦人相談員が同行し、安全に保護されるように支援した。また、子どもが同伴の場合、一時保護施設まで公用車で移送した。
- 来所した被害者が、所持金を持たない場合、県の一時保護所までの交通費を支給した。また、一時保護所には入所しないが、一時的避難が必要な被害者のための宿泊費用を準備した。
- 障害がある、多くの子どもを抱える、妊娠しているなどの被害者の個別の事情に応じて、通院時や出産時の病院への同行を含め、医療機関や関係各課と連携して対応した。
- 県の配偶者暴力相談支援センターがまとめたヒヤリハット*の事例を参考に、被害者の安全確保、情報管理等を再確認した。
- 警察との連携を密にし、加害者の現状確認等に努めた。
- 保護命令*制度の利用についてのアドバイスや書面作成の支援、裁判所への同行支援を行った。
- 住民基本台帳事務におけるDV支援措置を希望する被害者に対し、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付について制限をした。
- 関係各課との情報のやり取りは、加害者に情報が漏れないように被害者の情報管理を徹底した。
- 被害者が所持するマイナンバー*カードの取扱いについて適切なアドバイスを行った。

《検討課題等》

- 加害者に見つかり、深刻な事態に発展する可能性が大きいため、安全確保には万全の配慮が必要である。来所における相談や諸手続においては、ワンストップで対応できる配慮が必要である。
- 個人情報の取扱いについては、全庁的に徹底されているが、DVに関する情報については特に注意が必要である。
- 服用している薬がある被害者が一時保護所に入所する際には、当該薬の持参が必須であるため、薬の処方等について医療機関と連携を図る必要がある。

基本目標 3 自立支援体制の充実

- (1) 生活の再建に向けた支援
- (2) 住宅確保に向けた支援の充実
- (3) 経済的な支援の充実
- (4) 就労に向けた支援の充実
- (5) 精神面への支援の充実
- (6) 子どもへの支援の充実

《主な取組内容》

- 児童手当*、子どもの就学、保育所の入所申込み、加害者の扶養家族となっている場合の社会保険の離脱、国民健康保険・国民年金の加入、生活保護制度等の手続に関する説明や窓口同行等の支援を個々の状況に応じて実施した。
- 母子・父子自立支援員や就労相談員と連携しながら、ハローワークとも協力し、就職につながるよう支援した。
- 子どもがいる被害者には母子生活支援施設*への入所とその後の自立に向けた支援を行った。
- 転出した被害者については、避難のための新たな住居を確保するとともに、継続的に支援を受けられるよう、本人の了解を得て、転出先の配偶者暴力相談支援センター等へ支援を引き継いだ。

《検討課題等》

- 被害者の心身の健康回復には時間を要するため、カウンセリングを長期的に受けられる取組が求められている。また、母子関係への支援や子どもへの心理的ケアについても検討が必要である。
- 被害者は、避難後の生活再建に向けて、住居の確保や子どもの就学の問題など複数の問題を抱えていることが多いので、関係機関と連携して相談支援を行う必要がある。
- 避難した被害者は、就学前の子どもがいる場合も多く、勤務時間が制約されるなかで就職先を見つけることが困難であるため、ハローワークなどの関係機関との連携が必要である。
- 自立のために働きたくても、企業等での就労経験が少ないと、就職へのハードルが高いため、就労経験がなくても働ける企業の情報収集や就労体験の場の提供についても検討が必要である。

基本目標4 啓発・教育の推進

- (1) 市民等への啓発の推進
- (2) 学校等における啓発・教育の推進
- (3) 保健医療機関、福祉関係者等への啓発の推進

《主な取組内容》

- 担当職員がコミュニティ FM に出演し、姫路市配偶者暴力相談支援センターの取組について周知を図った。
- 市役所の新規採用職員に対してDV研修を実施した。
- 市内の高校生を対象にした市政出前講座において、デートDV*の現状と対応などを紹介した。
- DVに関する内容を盛り込んだ男女共同参画啓発資料を教育委員会を通じて、中学1年生に配布した。

《検討課題等》

- 全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数の増加に比べ、本市の相談件数の増加が緩やかなことから、相談にまで至っていない案件がある可能性があるため、さらに啓発活動を行い、相談を躊躇している人に姫路市配偶者暴力相談支援センターへの相談を促す必要がある。
- 相談件数が増加傾向にあることから、啓発活動に一定の効果があったものと思われるが、さらにDVについての理解が進むように、繰り返し啓発を行うことや、新たな周知方法を検討する必要がある。
- 若年層へのDV防止啓発を図るため、小・中・高等学校での啓発活動に加え、大学、短期大学などでの啓発活動も検討する必要がある。
- DV被害者に接する機会のある医療従事者や福祉関係者に対し、DVに対する理解を深めるとともに、DVの早期発見に資する研修を実施していく必要がある。
- 個別企業向けのDV研修会の開催やDV研修会を実施する企業への支援策を検討する必要がある。

基本目標 5 推進体制の充実

- (1) 民間支援団体との連携や機能の活用
- (2) 関係機関との連携推進
- (3) 調査・研究の推進

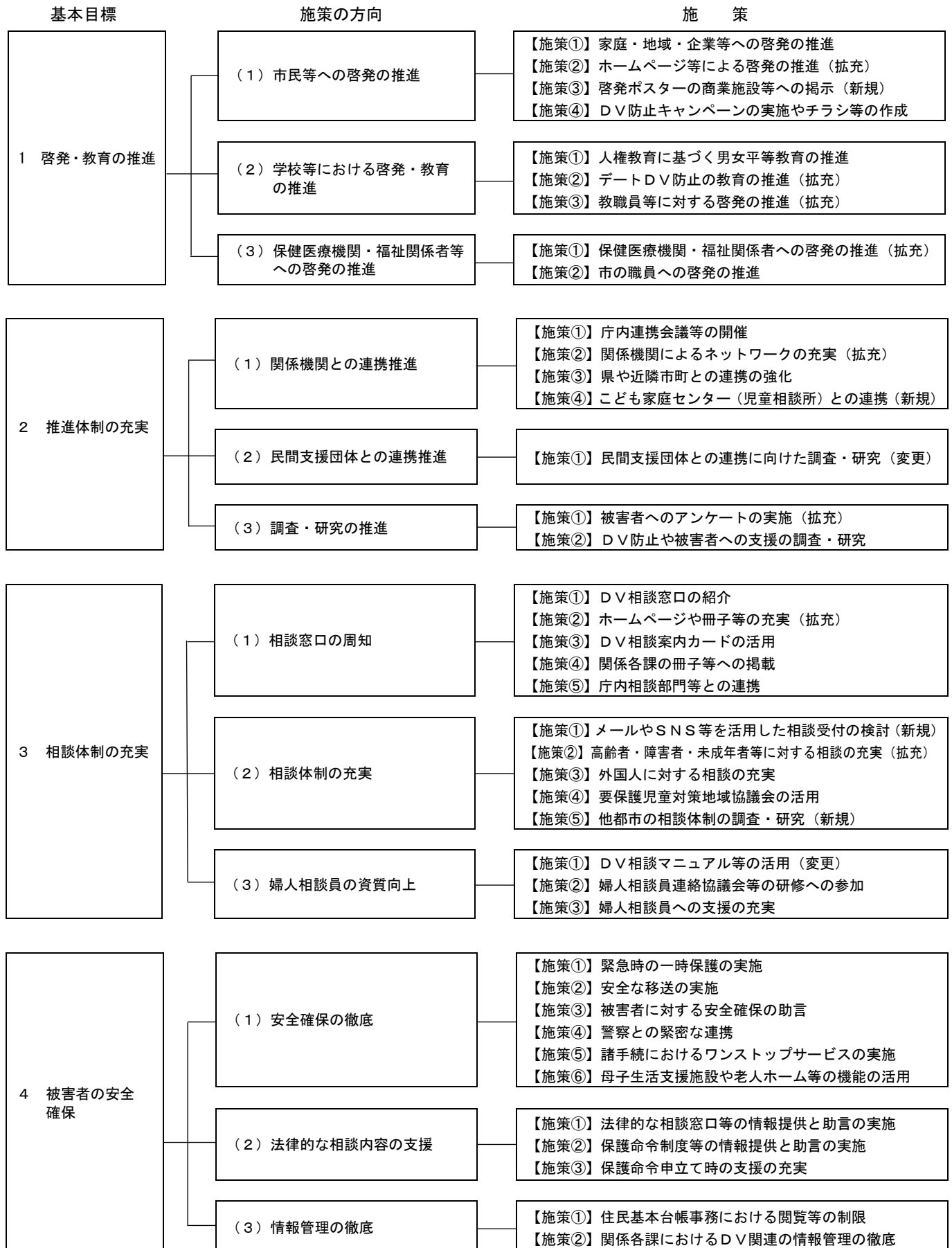
《主な取組内容》

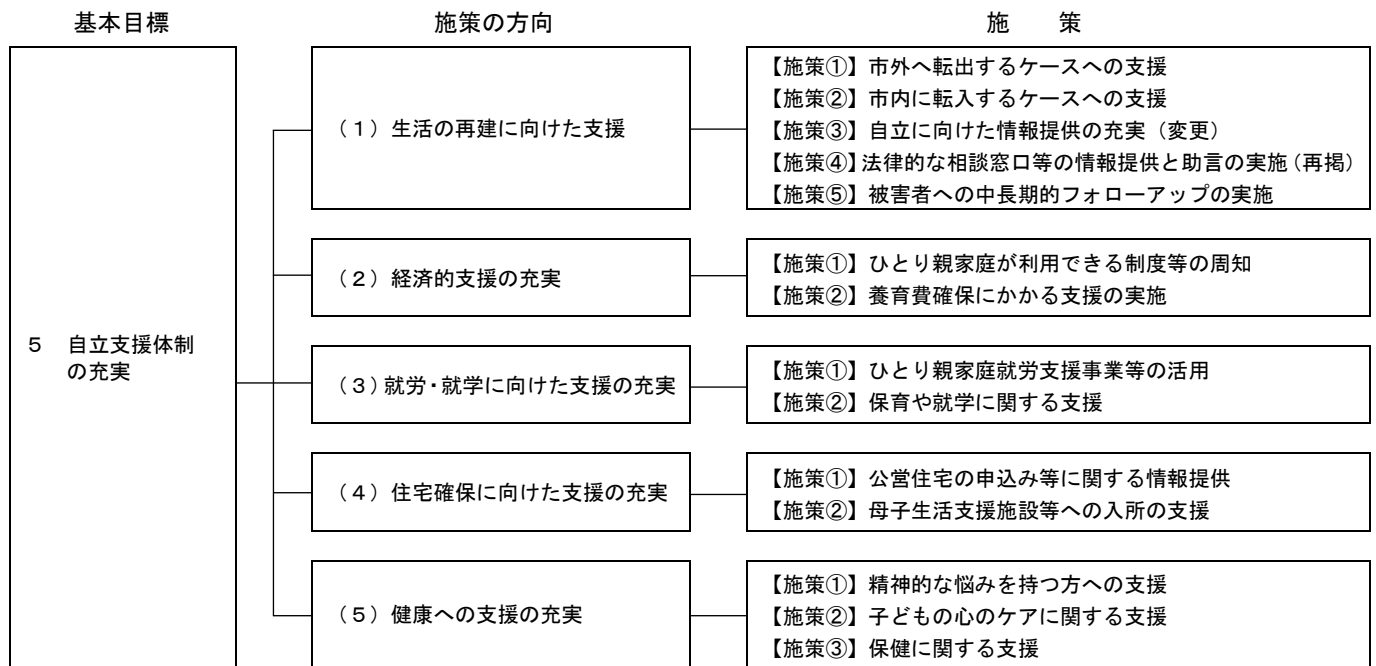
- 平成30年度に兵庫県配偶者暴力相談支援センター連絡会議を姫路で開催した。(16市町と兵庫県、兵庫県警が参加)
- 多くの関係機関が参加する中播磨DV相談ネットワーク会議(兵庫県主催)に参画し、情報交換や協議を行った。
- DV対策基本計画懇話会を開催し、基本計画に関する進捗状況の報告や情報交換等を行った。
- DV被害者が市外へ転出するケースや市外から転入してきたケースについては、転出先又は転入前の配偶者暴力相談支援センター等と連携し、福祉サービス等の利用が継続できるよう調整を行った。

《検討課題等》

- DV防止法の改正により、配偶者暴力相談支援センターが相互に連携すべき関係機関として児童相談所が加わったことから、連携を一層強化する必要がある。
- 効果的な支援には、関係機関との協力が欠かせないので、関係機関との連携体制を維持・強化する必要がある。
- DV防止の啓発や被害者支援の担い手となる民間支援団体の育成支援について、調査・研究をする必要がある。

VIII 施策の体系





Ⅸ 施策の展開

基本目標 1 啓発・教育の推進

DV防止法の施行や姫路市配偶者暴力相談支援センターの設置等に伴い、DVについての認知度及び関心は徐々に高まっています。ただ、DVは家庭内の問題と捉える傾向や、その背景となっている固定的な性別役割分担の意識は依然として残っています。そのため、家庭・地域・企業等において、DVに関する一層の啓発・教育が求められています。

姫路市配偶者暴力相談支援センターの利用者を対象にしたアンケートからは、暴力を受けている被害者は、友人からの示唆や指摘、婦人相談員の助言等により、自分がDV被害者であることに気づいたことが明らかになっています。また、令和3年3月の内閣府の調査結果では、配偶者からの暴力被害を相談しなかった理由として、男女とも、「相談するほどのことではないと思ったから。」が最も多い回答となっています。

このような状況から、自分が受けている暴力がDVに当たることに気づくきっかけづくりや、相談窓口への誘導が大切です。

幼少期からのしつけと称した暴力や面前DV*等が生じている望ましくない環境から子どもたちを守り、デートDVや将来のDVをなくすため、中学生、高校生、大学生等の若年層に対する人権の尊重やDVに対する意識啓発も重要です。

《施策の方向》

(1) 市民等への啓発の推進

【施策①】 家庭・地域・企業等への啓発の推進

家庭・地域・企業等においてDVに関する理解を深めるため、啓発冊子の配布を行います。また、地域や職場でのDV防止講座の実施などの啓発活動を行います。

【施策②】 ホームページ等による啓発の推進（拡充）

姫路市配偶者暴力相談支援センターのホームページに、DV防止の啓発内容を掲載し、DVについての理解が進むよう取り組みます。また、SNS等を活用した新たな啓発方法を検討します。

【施策③】 啓発ポスターの商業施設等への掲示（新規）

DV防止の啓発ポスターについて、市の施設だけでなく、市民の目に触れやすい商業施設等への掲示に取り組みます。

【施策④】 DV防止キャンペーンの実施やチラシ等の作成

内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」（11月）にあわせ、ホーム

ページでの情報発信やパープルリボン*の配布などDV防止キャンペーンを実施します。また、他のリボンキャンペーンと一体的に啓発やチラシの作成を行うなど、効果的な啓発活動を実施します。

(2) 学校等における啓発・教育の推進

【施策①】 人権教育に基づく男女平等教育の推進

互いに人権を尊重し合う社会の構築を目指した人権教育を基盤にし、DVの背景にある女性差別や固定的性別役割分担の意識を是正する男女平等教育を児童・生徒の発達段階に応じて推進します。

【施策②】 デートDV防止の教育の推進（拡充）

中学生や高校生を対象に、人権教育や男女平等教育の一環として、啓発冊子や市政出前講座等を活用しながら、同意のない性交渉が性的暴力であることなどデートDVを防止するための教育を進めます。また、市内の大学にも啓発を行うほか、若年層が集うイベントでも啓発冊子を配布します。

【施策③】 教職員等に対する啓発の推進（拡充）

子どもの支援者となる教職員や保育士、スクールカウンセラー*等がDVに関する理解を深めることができるよう研修を推進します。特に教職員は、児童・生徒へのDV予防教育の実施やDV被害の早期発見の役割が期待されているため、教職員が個々にDVに対する理解や知識を深めることができ、また、職場研修などにも活用できる啓発冊子等の作成を検討します。

(3) 保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進

【施策①】 保健医療機関・福祉関係者への啓発の推進（拡充）

民生委員・児童委員*や地域包括支援センターの職員等の福祉関係者が被害者から相談を受けたときに、適切に助言等の対応ができるよう研修等を実施します。また、医療関係者や福祉関係者は、DVを発見しやすい立場にあることから、DVの早期発見や通報等について協力を求めています。

【施策②】 市の職員への啓発の推進

市の職員は、DVの予防・防止を推進する立場にあることから、新規採用職員に対してDVの基礎知識についての研修を実施します。また、市の保健・福祉担当職員は、窓口等での適切な対応が求められるため、具体的な対応方法についての研修を実施します。

基本目標 2 推進体制の充実

被害者の保護及び支援を円滑に実施するためには、国・県・市はもとより、医療機関、警察、学校、民生委員・児童委員などの関係機関が、「配偶者からの暴力を容認しない社会の実現」という共通認識を持ち、相談、保護、自立支援の各段階において、緊密に連携し取組を進める必要があります。

また、DV防止法において、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が適切に連携協力することが定められたことに伴い、両機関がより緊密に連携し、被害者保護に取り組むことが求められています。

さらには、被害者の実態把握に努め、民間支援団体との連携など効果的な自立支援策を研究していく必要があります。

《施策の方向》

(1) 関係機関との連携推進

【施策①】 庁内連携会議等の開催

こども支援課、こども家庭総合支援室、男女共同参画推進センター等の職員や婦人相談員が集まり、計画に掲げる施策を推進するための協議、進捗管理や情報交換等を行います。また、処遇の困難なケースへの対応について、必要に応じて検討会議を行います。

【施策②】 関係機関によるネットワークの充実（拡充）

県、市町、裁判所、法務局、労働局、医師会、弁護士会、婦人保護施設*などの関係機関や民間支援団体が参加する、ひょうごDV防止ネットワーク会議や中播磨地域DV相談ネットワーク会議に参画します。また、性犯罪被害や新たな課題であるJKビジネス、AV出演強要被害、人身取引被害、ストーリーカー被害などについて、関係機関等と連携し、適切な対応に努めます。

【施策③】 県や近隣市町との連携の強化

被害者の避難に関して、関係する他市町との連携が不可欠であり、引継ぎについても適切に対応します。また、県の所管課と情報交換を行い、被害者に対する支援策の充実を図ります。

【施策④】 こども家庭センター（児童相談所）*との連携（新規）

DV防止法において、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が適切に連携協力することが定められたことから、DVと児童虐待が相互に重複して発生していることを踏まえて、こども家庭センターと連携を図ります。

(2) 民間支援団体との連携推進

【施策①】 民間支援団体との連携に向けた調査・研究（変更）

市内には、DVに関する支援や被害者の相談対応を行う民間支援団体はありませんが、今後、これらの役割を市内の民間支援団体に担っていただくことも視野に、県内で女性相談や民間シェルター*の運営などを行っている民間支援団体の活動内容の調査・研究に取り組みます。

(3) 調査・研究の推進

【施策①】 被害者へのアンケートの実施（拡充）

本市で実施した被害者に対するアンケートや「県女性家庭センター一時保護所の退所者の退所後の生活実態調査」等を活用し、DV被害者支援の課題等を把握し、今後の施策の検討に活かします。

【施策②】 DV防止や被害者への支援の調査・研究

住まいや就労の確保、地域での見守りなど、被害者の自立支援策を一体的に提供できる仕組みについて検討します。

加害者を対象とした更生に向けた取組は重要な施策ですが、加害者対策はまだ確立されていません。現在、国等において、調査・研究されている加害者プログラムの動向を引き続き注視していきます。

また、男性の被害者に対する相談については、個別の事情に応じて、男性の専門職が配置されている県の相談窓口を案内します。

基本目標 3 相談体制の充実

平成24年度に姫路市配偶者暴力相談支援センターが設置されて以降、相談件数は増加傾向にあります。これは相談窓口が市民に周知されたことやDVに関する認知度の向上が主な要因と考えられます。

しかしながら、令和3年3月の内閣府の調査結果では、女性の4人に1人、男性の5人に1人は配偶者からの暴力の被害経験があるとのことから、相談者以外にも、家庭内で暴力を受けていながら相談することを躊躇している方が多数いるのではないかと推測されます。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化も懸念されます。

婦人相談員は、相談件数の増加や複雑多岐にわたる相談内容に適切で統一的な対応がとれるよう研修を重ね、相談員間で情報の共有化を図ることが必要です。

また、婦人相談員自身が精神的に影響を受けることもあるため、メンタルヘルスの維持や処遇困難なケースへの対応に対する連携・支援体制の構築も不可欠です。

《施策の方向》

(1) 相談窓口の周知

【施策①】 DV相談窓口の紹介

女性が抱える悩み相談などから、相談の背景にDV被害が疑われる場合は、相談者の意思を尊重しつつ、相談者にDV相談窓口を紹介し、被害者の早期支援につなげます。

【施策②】 ホームページや冊子等の充実（拡充）

配偶者暴力相談支援センターの事業をよりわかりやすく紹介するとともに、DVの気づきチェックリストや国・県のDVに関する最新情報を掲載するなど、ホームページの充実を図ります。また、適宜、冊子やチラシなどの充実を図ります。

【施策③】 DV相談案内カードの活用

DVの相談窓口を周知するため、QRコード付きDV相談案内カードの配布場所（商業施設、公共施設など）をさらに増やしていくとともに、市のイベントや事業においても配布に取り組みます。

【施策④】 関係各課の冊子等への掲載

関係各課が作成する情報提供のための冊子等に、DVの相談窓口に関する内容を掲載し周知を図ります。

【施策⑤】 庁内相談部門等との連携

市民相談センターの市民相談、保健所の健康相談その他の各種相談窓口な

どにおいて、相談者にDV被害が疑われる場合は、関係機関が相互に連携して慎重に対応します。

(2) 相談体制の充実

【施策①】 メールやSNS等を活用した相談受付の検討（新規）

若年層に対する相談受付体制の充実を図るため、電話相談に加え、メールやSNS等を使った相談受付の実施について、具体的な課題や効果等の検討を行います。

【施策②】 高齢者・障害者・未成年者等に対する相談の充実（拡充）

高齢者や障害者が被害者の場合、介護の必要性など本人の状態を踏まえ関係各課が連携して対応します。未成年者や妊婦など特に配慮が必要な被害者の場合は、関係機関と十分に協議を行います。

また、性的マイノリティ*とされる被害者からの相談に対応するため、婦人相談員の研修機会の確保に努めるとともに、関係機関と連携して対応します。

【施策③】 外国人に対する相談の充実

被害者が外国人である場合でも支援につなげることができるよう、外国人向けリーフレット等を活用し、相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じ「姫路市外国人相談センター」とも連携して被害者の支援を行います。

【施策④】 要保護児童対策地域協議会*の活用

婦人相談員は、児童虐待の加害者である母（父）もDV被害を受けているかもしれないという視点を持ち要保護児童対策地域協議会に出席し、被害者の早期支援につなげます。

【施策⑤】 他都市の相談体制の調査・研究（新規）

新型コロナウイルス感染症の影響による生活の変化等により婦人相談員が対応する相談内容の複雑化等が懸念されるなか、婦人相談員に過度の負担がかからないような相談体制を維持しつつ、相談者がいつでも安心して相談できるよう他都市の状況を調査・研究し、相談体制の充実に取り組みます。

(3) 婦人相談員の資質向上

【施策①】 DV相談マニュアル等の活用（変更）

相談者の立場に立った適切で統一的な対応が行えるよう、県のDV相談マニュアルや国の「婦人相談員 相談・支援指針」を活用します。また、法改正、制度改正等の情報についても、婦人相談員間で共有し、相談に活用しま

す。

【施策②】 婦人相談員連絡協議会等の研修への参加

婦人相談員等は、婦人相談員連絡協議会等が主催する研修に積極的に参加し、他市町の婦人相談員との情報交換を通して相談業務の参考にするとともに、知識の向上や業務の改善につなげます。研修で学んだ内容は、婦人相談員間で共有し、相談に活用します。

【施策③】 婦人相談員への支援の充実

婦人相談員が相談者と同じような心理状態に陥ったり、業務を抱え込んだ状態にならないよう、職場研修や婦人相談員に対する個別相談を実施します。

また、専門的な法知識が必要となる相談については、法制担当課の協力を得て対応します。

基本目標 4 被害者の安全確保

緊急性、危険性が高い被害者の安全確保には、警察への相談を案内するとともに、一時保護が必要な場合、一時保護を行う県の女性家庭センター一時保護所と連携し、被害者の安全確保を最優先に考えなければなりません。

また、一時保護を必要としない場合でも、万が一に備え、警察への110番登録や避難の準備についての関係機関との連携、さらには状況に応じて裁判所が行う保護命令制度について情報提供が必要です。

被害者に関する情報の管理には細心の注意を払うとともに、相談や諸手続に対する被害者の負担を軽減する配慮が必要です。

《施策の方向》

(1) 安全確保の徹底

【施策①】 緊急時の一時保護の実施

緊急時の一時保護は、県の女性家庭センター一時保護所に依頼しています。一時保護所では、常用薬の持参が必要となるため、被害者のかかりつけ医との調整を行います。

【施策②】 安全な移送の実施

一時保護所への移動の際は、安全を確保するため、婦人相談員等が同行し、移動に必要な現金がないときは、交通費を助成します。

また、被害者の状況に応じて、自動車による移送を行います。

【施策③】 被害者に対する安全確保の助言

被害者の居場所等が加害者に知られないよう、スマートフォン等の情報機器の使用について注意を促すなど、安全のための対応策について助言を行います。

【施策④】 警察との緊密な連携

相談段階から一時保護までの間において、被害者に暴力や生命の危険が迫っているときは、警察と緊密な連携を取り対応します。夜間・休日の相談や一時保護所への入所の対応は、警察において県の配偶者暴力相談支援センターと連携して対応します。

【施策⑤】 諸手続におけるワンストップサービスの実施

日頃から関係機関がリスクに対して意識を高く持って対応するとともに、被害者の安全確保や負担の軽減を図るため、庁内の諸手続についてワンストップサービスに取り組みます。

【施策⑥】 母子生活支援施設や老人ホーム等の機能の活用

一時保護までの必要がなく安全が確保されているケース等においても、幅広い処遇の確保の観点から、母子生活支援施設や老人ホーム等におけるショートステイの利用を被害者と一緒に検討します。

(2) 法律的な相談内容の支援

【施策①】 法律的な相談窓口等の情報提供と助言の実施

被害者から離婚や子どもの親権など、法律的な相談の希望があった場合は、法律の専門家に相談するよう助言するとともに、市民相談センター、男女共同参画推進センターの女性のための相談室（法律相談）、こども支援課の養育費等に関する専門相談（法律相談）、日本司法支援センター（法テラス）等の相談窓口について情報提供を行います。

【施策②】 保護命令制度等の情報提供と助言の実施

身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受け、被害者が重大な危害を受ける恐れのある場合に利用できる保護命令制度について情報提供を行うとともに、つきまといやストーカー行為*に対する助言を行います。

【施策③】 保護命令申立て時の支援の充実

被害者が保護命令の申立てを行う意向があるときは、書類作成の助言や裁判所等への同行支援を行います。

(3) 情報管理の徹底

【施策①】 住民基本台帳事務における閲覧等の制限

被害者から住民基本台帳事務におけるDV支援措置の申出を受け、措置の必要があると判断した場合は、被害者の現住所が知られないように、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付などを制限します。

【施策②】 関係各課におけるDV関連の情報管理の徹底

国民健康保険、国民年金、市民税など、個人情報に係る事務処理を行う関係各課は、DVに関する情報管理の徹底を図ります。また、マイナンバーについての情報管理も厳重に行います。

被害者が、社会的に自立して安全な生活を送れるようにするためには、住宅の確保、就労支援、心のケアなど、様々な関係機関の支援が必要です。被害者一人ひとりのニーズに合わせた切れ目のない支援を行うため、関係機関が連携し、一体となって被害者を支援していくことが不可欠です。

市内に転入してきた被害者の場合、転入前の配偶者暴力相談支援センター等と連携しなければなりません。

また、子どものいる被害者の支援にあたっては、間近に暴力に接してきた子どもへの心理的ケアなどのフォローを充実させていくことも必要です。

《施策の方向》

(1) 生活の再建に向けた支援

【施策①】 市外へ転出するケースへの支援

被害者が避難先として市外に転出する場合は、本人の意思を尊重した上で、転出先の配偶者暴力相談支援センター等に本人の状況についての情報提供を行い、転出先での自立支援につなげていきます。

【施策②】 市内に転入するケースへの支援

被害者が避難先として市内に転入する場合は、転入前の配偶者暴力相談支援センター等からの情報に基づき、各種手続や就労等について支援を行います。

【施策③】 自立に向けた情報提供の充実（変更）

ひとり親家庭が対象となっている各種制度や相談窓口についてまとめた「ひとり親家庭応援ハンドブック」をこども支援課のほか、各支所、出張所等で配布するなど、被害者が自立した生活が送れるよう情報提供の充実に努めます。

【施策④】 法律的な相談窓口等の情報提供と助言の実施（再掲）

被害者から離婚や子どもの親権など、法律的な相談の希望があった場合は、法律の専門家に相談するよう助言するとともに、市民相談センター、男女共同参画推進センターの女性のための相談室（法律相談）、こども支援課の養育費等に関する専門相談（法律相談）、日本司法支援センター（法テラス）等の相談窓口について情報提供を行います。

【施策⑤】 被害者への中長期的フォローアップの実施

児童扶養手当*を受給している被害者については、年に一度の現況届の機会を活用し、本人の意思を尊重した上で生活状況を把握し、状況に応じた助

言を行うなど、継続的な支援を行います。

(2) 経済的支援の充実

【施策①】ひとり親家庭が利用できる制度等の周知

生活再建には経済的な自立が不可欠なため、ひとり親家庭が利用できる児童扶養手当、母子家庭等医療費助成制度*、母子父子寡婦福祉資金貸付制度*などの各種制度について情報提供や手続の支援を行います。また、経済的に困窮する被害者へは、生活困窮者自立支援法*や生活保護法等に基づき必要な支援を速やかに行います。

【施策②】養育費確保にかかる支援の実施

養育費の取決めに伴う公正証書の作成費用や養育費立替保証契約の締結に伴う初回保証料を助成することにより、養育費の受取確保を支援します。

(3) 就労・就学に向けた支援の充実

【施策①】ひとり親家庭就労支援事業*等の活用

ひとり親家庭については、母子・父子自立支援員*が本人の状況に応じた支援や情報提供を行います。特に、就労支援については、就労相談員がハローワークと連携し、就労先の確保に向け支援を行います。ハローワークなどが実施する各種資格取得制度等の利用の促進や本市主催の就労に関する講座の受講を勧奨します。

【施策②】保育や就学に関する支援

被害者の子どもの保育所等への入所については、優先的な利用調整を行います。子どもの就学に当たっては、安全に就学できるよう支援を行います。

(4) 住宅確保に向けた支援の充実

【施策①】公営住宅の申込み等に関する情報提供

被害者の生活の再建は、まず住宅の確保から始まります。市営住宅や県営住宅の申込みや優遇取扱いについて情報提供を行います。

【施策②】母子生活支援施設等への入所の支援

一時保護所退所後の生活の場として、母子生活支援施設や婦人保護施設への入所が望ましい被害者には、施設への入所支援を行います。

(5) 健康への支援の充実

【施策①】精神的な悩みを持つ方への支援

女性が抱える様々な悩みの相談は、男女共同参画推進センターが実施する

「女性のための相談室」の利用を促します。ここでは、被害者が気持ちの整理ができるように、被害者に寄り添いながら相談に応じます。専門的なカウンセリングを希望する被害者に対しては、カウンセリングが受けられる医療機関等について情報提供を行います。

【施策②】 子どもの心のケアに関する支援

DVの目撃（面前DV）等により、PTSD（心的外傷後ストレス障害）*を負っている子どもには専門機関などでケアを行うとともに、学校においてはスクールカウンセラーが支援を行います。子どもの生活環境への支援が必要なときは、スクールソーシャルワーカー*や外部の専門職を含めた体制により支援を行います。

また、行政や学校の関与が難しい子どものケアについては、民間支援団体との連携を検討します。

【施策③】 保健に関する支援

市外から転入してきた被害者の子どもの乳幼児健康診査や予防接種等が滞りなく受けられるよう支援を行うとともに、必要な情報提供を行います。

資料1 姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画策定会議

1 開催状況

年 月 日	項 目	概 要
令和3年7月30日	第1回策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画策定会議について ・姫路市のDV対策の進捗状況等について ・第3期計画の基本的な考え方について
令和3年10月6日	第2回策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期基本計画の施策の展開（案）について
令和3年11月18日	第3回策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画（第3期）中間とりまとめ（案）について
令和3年12月22日～ 令和4年1月21日	パブリック・コメント手続*	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の中間とりまとめ（案）について市民意見を募集
令和4年2月3日	第4回策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）の最終とりまとめについて

2 委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験者	高田 昌代	神戸市看護大学 教授
市議会議員	白井 義一	姫路市議会厚生委員会 委員長
地域団体の代表者	大森 正	姫路市民生委員児童委員連合会 会長
地域団体の代表者	大幸 ゆかり	姫路市民生委員児童委員連合会 主任児童委員部会副部長
法律関係者	高橋 朋子	兵庫県弁護士会 姫路支部 弁護士
医療関係者	瓦井 博子	一般社団法人 姫路市医師会 会員
福祉関係者	紺谷 宏志	社会福祉法人 白鷺園 白鷺園母子生活支援施設 施設長
警察関係者	川原 敬一	兵庫県姫路警察署 生活安全官
教育関係者	稲葉 一子	姫路市小学校長会 白鳥小学校 校長
公募市民	東 誠二郎	—
公募市民	小久保 理絵	—

（敬称略、順不同）

3 姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画策定会議開催要領

1 目的

姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画策定会議(以下「策定会議」という。)は、「姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画」(以下「DV対策基本計画」という。)の見直し及びあり方について、学識経験者及び関係者から広く意見、助言等を求めるために開催する。

2 検討事項

策定会議は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 配偶者等からの暴力の現状と課題
- (2) DV対策基本計画の進捗状況
- (3) DV対策基本計画に掲げる施策又は事業
- (4) その他DV対策基本計画の策定に必要な事項

3 構成者

策定会議は、次に掲げる者のうちから市長が指名した者15人以内の者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 地域団体の代表者
- (4) 法律関係者
- (5) 医療関係者
- (6) 福祉関係者
- (7) 警察関係者
- (8) 教育関係者
- (9) 公募市民
- (10) その他市長が指名する者

4 運営

- (1) 策定会議に座長及び副座長を置き、市長が指名する。
- (2) 座長は、策定会議の会務を総理する。
- (3) 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。
- (4) 策定会議の会議は、市長が招集する。
- (5) 座長は、策定会議での検討に必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 その他

- (1) 策定会議の庶務は、健康福祉局保健福祉部保健福祉政策課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、座長が策定会議に諮って定める。
- (3) この要領は、令和3年5月17日から施行する。
- (4) この要領は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

資料2 男女間における暴力に関する調査報告書 〈概要版〉 抜粋

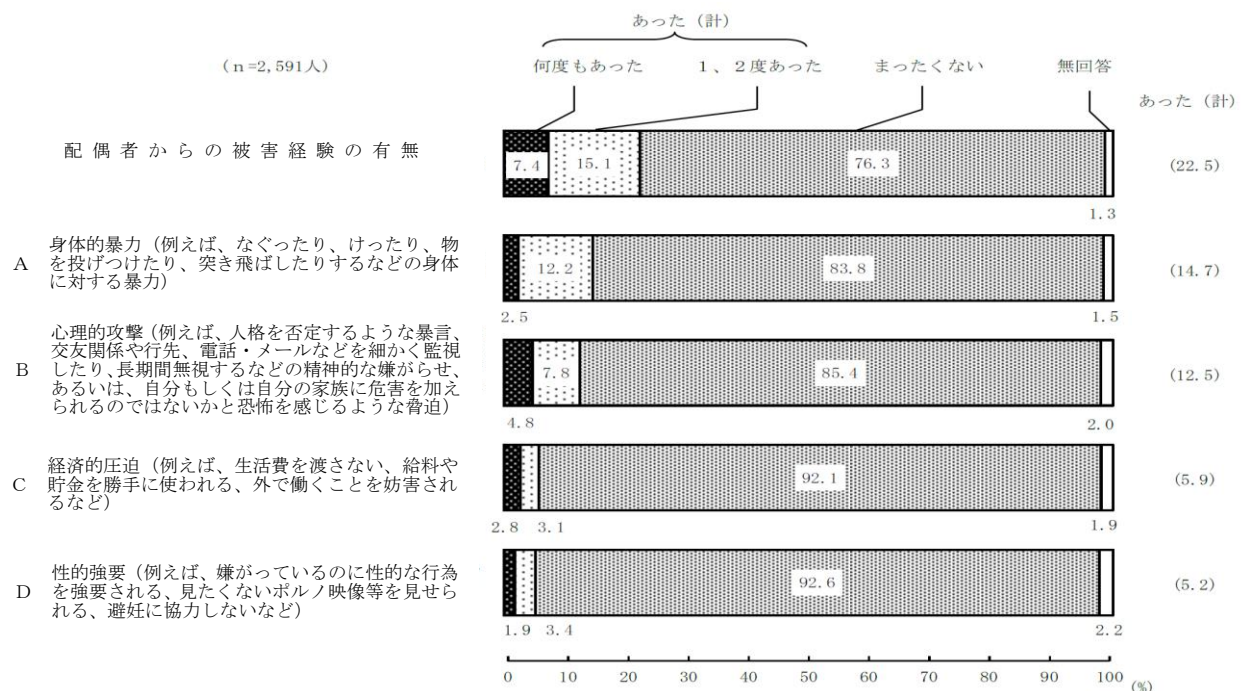
内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査」では、国内の男女間における暴力の実態は次のとおりとなっている。

【調査概要】

- ・調査対象：全国20歳以上の男女 5,000人
- ・調査時期：令和2年11月～12月
- ・回収結果：有効回収数（率）3,438人（68.8%）、女性1,803人、男性1,635人

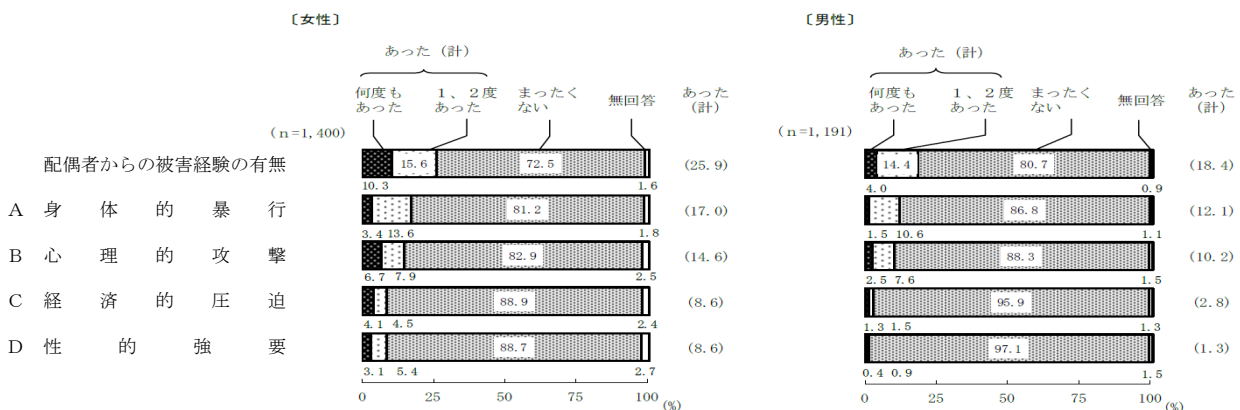
1 配偶者からの暴力の被害経験

約4人に1人は配偶者から暴力を受けたことがある。



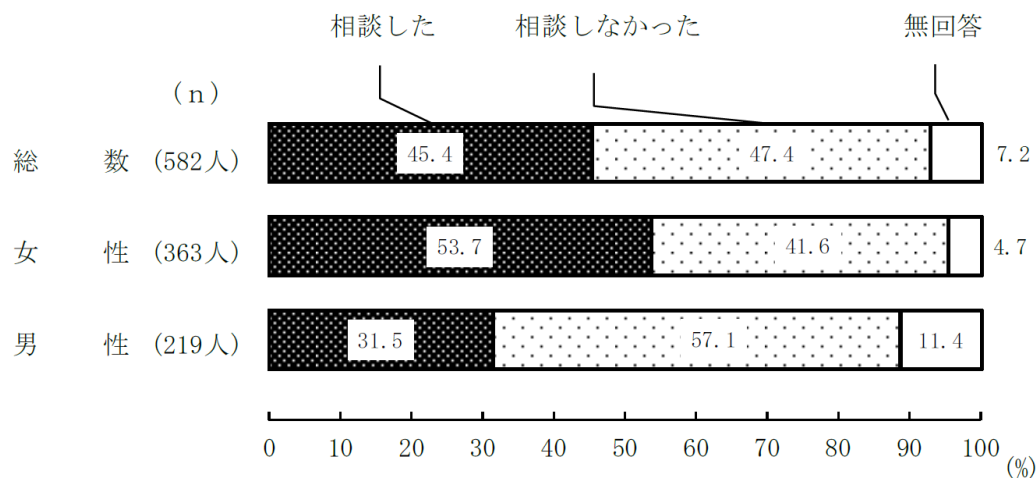
2 配偶者からの暴力の被害経験（性別）

女性の約4人に1人、男性の約5人に1人は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の約10人に1人は何度も受けている。



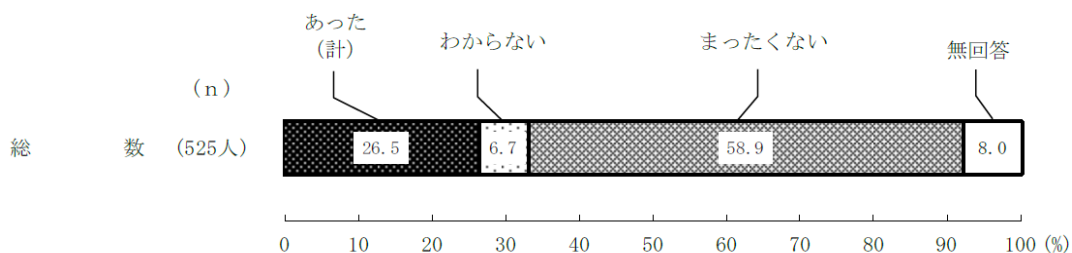
3 配偶者からの暴力の相談経験

被害を受けた女性の約4割、男性の約6割はどこにも相談していない。



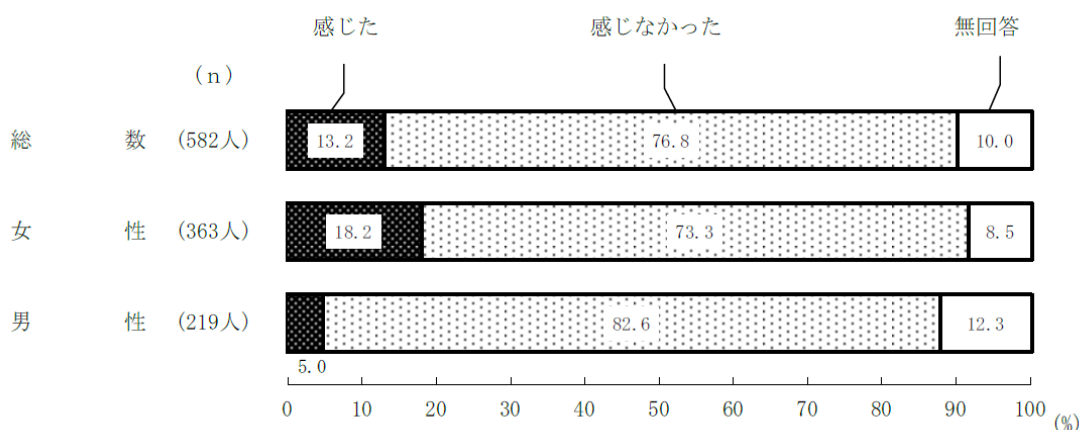
4 子供の被害経験の有無

被害を受けたことがある家庭の約3割は子供への被害もみられる。

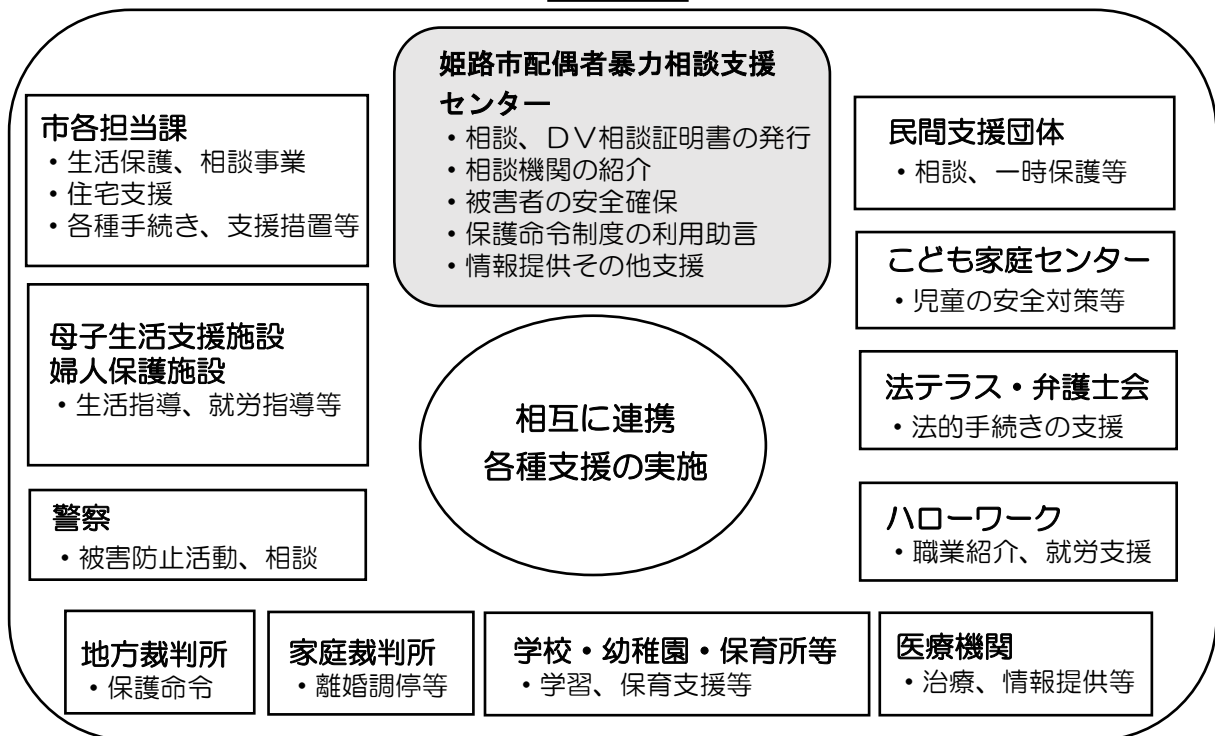
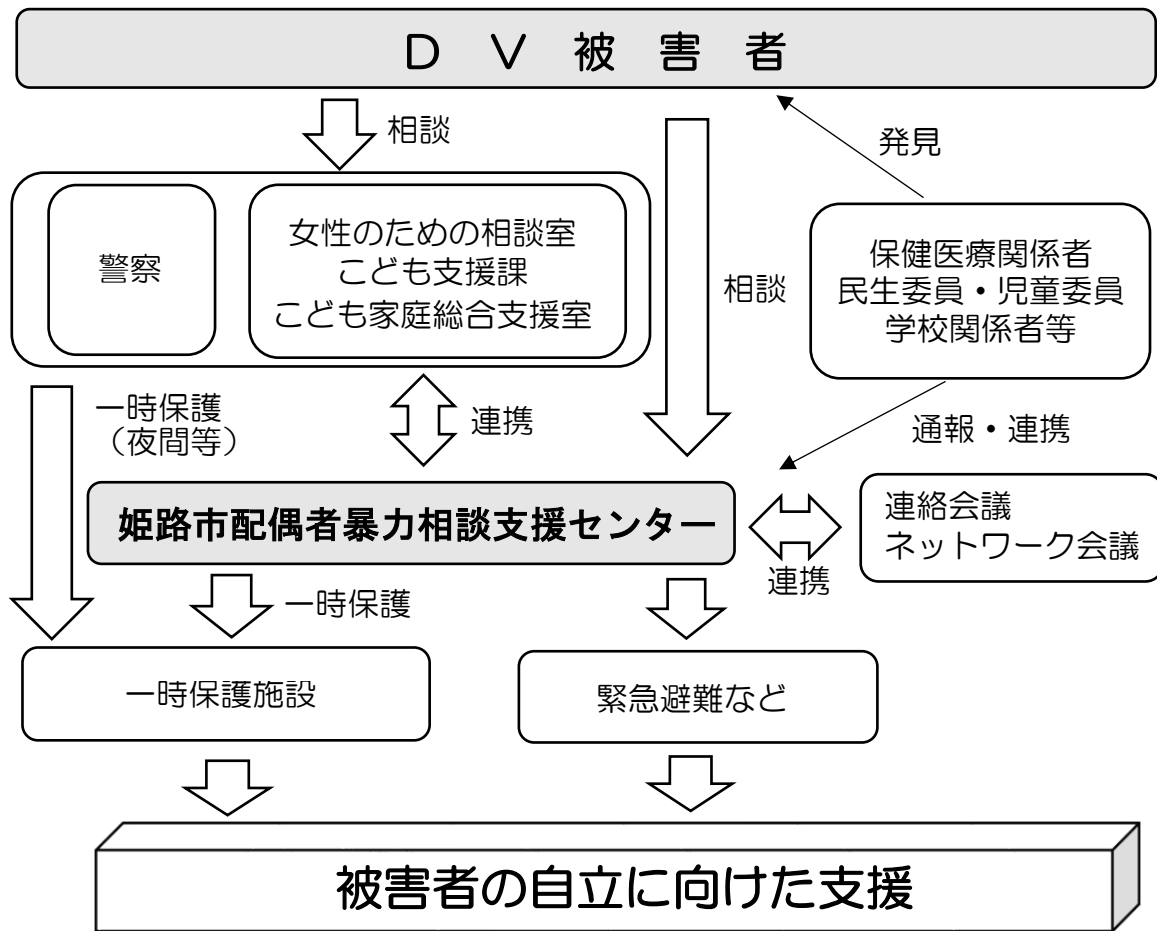


5 命の危険を感じた経験

被害を受けたことのある人の約8人に1人、そのうち女性の約5人に1人は命の危険を感じた経験がある。



資料3 DV被害者の相談・支援等の流れ（フローチャート）



資料4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

最終改正：令和元年六月二六日法律第四六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者

からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。
（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を

満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者か

ら引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置

- くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）
就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- （管轄裁判所）
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に

- 住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （迅速な裁判）
- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものと

する。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつ

たときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)

は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二

において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施

行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防

止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料5 用語説明

用語	説明
あ行	
一時保護	被害者本人の意思に基づき、(1)適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため、緊急に保護することが必要であると認められる場合、(2)一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合、(3)心身の健康の回復が必要であると認められる場合に、DV防止法第3条第3項及び第4項により、婦人相談所において、又は社会福祉施設等に委託して、一定期間、被害者を保護する制度。
SNS	Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略称。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。
か行	
こども家庭センター (児童相談所)	児童福祉法第12条の規定により設置する児童相談所の兵庫県における名称。0歳から18歳未満の子どもと家庭の様々な問題について相談援助活動を実施している。
さ行	
JKビジネス	女子高生(JK)など、児童の性を売り物とする営業のこと。
児童手当	家庭等における生活の安定と、これからの社会を担う児童の健やかな成長のために、中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している保護者等に支給する手当。
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進と、児童の福祉の増進を図るため、児童を監護(養育)するひとり親家庭の父または母、祖父母等の養育者に支給する手当。
人身取引	他人を売春させて搾取することや強制的に労働させることなどを目的として、暴力、脅迫、誘拐、詐欺、弱い立場の悪用等の手段を用いて、人を獲得、輸送、収受するなどの行為。
スクールカウンセラー	学校において児童生徒や保護者から悩みを聞き、心のケアを行う心理の専門家。
スクールソーシャルワーカー	学校において子どもの家庭環境による問題に対処するため、子ども家庭センターと連携したり、教職員を支援したりする福祉の専門家。
ストーカー行為	特定の人に対する恋愛感情その他の好意の感情、その感情が満たされなかったことに対する怨みの感情を充足する目的で、相手や相手の配偶者・親族などにつきまといや待ち伏せ、拒まれたにも関わらず、連続して電話をかけたり電子メールの送信を行う人、またはその行為のこと。
生活困窮者自立支援法	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図るこ

	とを目的とする法律。
--	------------

さ行

性的マイノリティ	レズビアン（女性の同性愛者）やゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性に違和感がある人）といった性的少数者のこと。
----------	---

た行

DV防止法	配偶者からの暴力にかかる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の略称。
デートDV	親密な関係にある婚姻関係にない恋人間に起こるDVのこと。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ぶ。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。親子間や高齢者と介護家族の間に生じる暴力とは区別される。DV防止法では、性別は問わず、配偶者（事実婚や元配偶者も含む。）や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を対象としているが、県計画では、生活の本拠を共にしないパートナーなど親しい関係までも含めている。一口に「暴力」といっても様々な形態が存在し、暴力は単独で起きることもあるが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっており、また、ある行為が複数の形態に該当する場合もある。

は行

配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止や被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介をはじめ、被害者や同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助などを行う機関。
パブリック・コメント	行政が施策に関する計画等を立案する過程で、その計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、これらについて提出された市民等の意見、情報を考慮して意思決定を行うとともに意見等に対する行政の考え方を公表する一連の手続。
姫路市総合計画「ふるさと・ひめじ2030」	総合的かつ計画的な行政運営を行うことを目的に、基本構想その他の行政分野全般にかかる政策等に関する計画。
姫路市男女共同参画プラン2022	本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため策定した計画。
ヒヤリハット	危ないことが起こったが、幸い災害に至らなかった事象のこと。
婦人相談員	売春防止法に基づき、要保護女子の発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行う相談員のこと。DV防止法により、配偶者等からの暴力の被害者の相談に応じ、必要な指導を行うこともできる。

婦人保護施設	売春防止法に基づき、もともとは売春を行うおそれのある女子を収容保護する施設であるが、現在では家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性も保護の対象とする施設。
法テラス	法律による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けられる社会を実現するため、「総合法律支援法」に基づいて一般の方に向けた法律相談の総合窓口として設立された独立行政法人「日本司法支援センター」の通称。
保護命令	配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、又は、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型がある。また、生活の本拠を共にする交際相手から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者についても準用されることにより、上記と同様の場合に保護命令が発せられる。
パープルリボン	「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルとされる紫色のリボンのこと。
PTSD (心的外傷後ストレス障害)	死の危険に直面した後、その体験の記憶が自分の意志とは関係なくフラッシュバックのように思い出されたり、悪夢に見たりすることが続き、不安や緊張が高まったり、辛さのあまり現実がなくなったりする状態。
ひとり親家庭就労支援事業	児童扶養手当受給者を対象に、就労相談員が一人ひとりの自立に向けたプログラムを策定し、ハローワークと連携して、相談者の希望や適性に応じた就職活動を支援する事業。
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭の方々の経済的自立の助成と扶養している児童の福祉の増進を目的とする母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付制度。
母子家庭等医療費助成制度	健康保険に加入している母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児が医療機関等を受診した際に支払う医療費の自己負担の一部を助成する制度。
母子生活支援施設	児童福祉法に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設。
母子・父子自立支援員	母子家庭、父子家庭及び寡婦からの生活一般の相談に応じ、その自立のために必要な情報提供及び支援を行う者。
ま行	
マイナンバー	行政の効率化、行政サービスの利便性向上、公平・公正な社会の実現の

	ため、住民票を有するすべての人が持つ一人ひとり異なる番号（マイナンバー）のこと。
民間シェルター	民間団体によって運営される被害者が一時的に避難できる施設。被害者の一時保護だけに止まらず、相談への対応、被害者の自立に向けたサポートなど、被害者に対する様々な援助を行っている。
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、「児童委員」を兼ねている。また、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。なお、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
面前DV	児童虐待の心理的虐待のうち、子どもの面前で配偶者などに対し暴力をふるうこと。

や行

要保護児童対策地域協議会	要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うため、児童福祉法第 25 条の 2 に基づき設置された協議会のこと。
--------------	---